

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：長瀬地区棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

長瀬地区の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・保全活動人数の確保

棚田の保全活動に取り組む人数を 1 名増加させる。（令和 6 年度保全活動人数
下館・志津集落：12 名、白津集落：18 名）（下館・志津集落、白津集落）

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

棚田周辺に設置している電気柵の下草刈等による里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、農作物等への被害を 1 か所以上減少させる。（令和 6 年度有害鳥獣被害 下館・志津集落：畦畔等 3 か所、白津集落：畦畔等 2 か所）（下館・志津集落、白津集落）

- ・良好な景観の形成

棚田や周辺の畦畔等へのそば等の景観作物の植栽や、すでに植栽した景観作物の維持管理を実施し、棚田の景観を保全する。（令和 6 年度景観作物植栽面積 下館・志津集落、白津集落：5 a）（下館・志津集落、白津集落）

景観作物の植栽や水路の掃除等の、協議会の構成員と中心とした農家等が共同で実施する活動にこれまでどおり取り組み、棚田の良好な景観を保全する。（令和 6 年度活動回数 下館・志津集落、白津集落：4 回）（下館・志津集落、白津集落）

- ・棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全

集落外から棚田の草刈り等の保全作業に参加する人数を 1 名増加させる。（令和 6 年度の集落外からの保全作業参加人数 下館・志津集落、白津集落：1 名）（下館・志津集落、白津集落）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

県が主催している棚田地域デジタルスタンプラリー等にエントリーし、棚田に訪れる人数を 10 名以上増加させる。（下館・志津集落：0 名、白津集落：139 名）（下館・志津集落、白津集落）

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・保全活動人数の確保

- 中山間地域等直接支払交付金のネットワーク化を通じて保全活動人数を確保する。（下館・志津集落、白津集落）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

- 棚田地域周辺に設置している電気柵の下草刈等の里山の手入れを行い、有害鳥獣の隠れ場所を減らす。（下館・志津集落、白津集落）

- ・良好な景観の形成

- 棚田や周辺の畦畔等へのそば等の景観作物の植栽や、すでに植栽した景観作物の維持管理を実施する。（下館・志津集落、白津集落）
- 景観作物の植栽や水路の掃除等の共同活動にこれまでどおり取り組む。（下館・志津集落、白津集落）

- ・棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全

- 中山間地域等直接支払交付金のネットワーク化を通じて、集落外の人と共同で草刈り等の保全作業を行う。（下館・志津集落、白津集落）

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

- 県が主催している棚田地域デジタルスタンプラリー等にエントリーし、棚田に訪れる人数を増加させ、観光交流人口の増加を図る。（下館・志津集落、白津集落）

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

長瀬地区棚田協議会は猪苗代町、農業者、農業者団体、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別添5の別紙である協議会規約の構成員のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし